

令和4年第1回臨時会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和4年1月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸般の報告  
第 4 議案第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村  
一般会計補正予算（第12号）  
第 5 議案第 2号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書  
委員長申出

◎出席議員（7名）

2番	曾根敏明君	3番	辻康君
4番	能登ゆう君	5番	湯澤幸敏君
6番	川人孝則君	7番	山口芳之君
8番	岩井英明君		

◎欠席議員（1名）

1番 連茂君

◎出席説明員

村長	馬場希君
副村長	大石和朗君
総務課長	高松重和君
保健福祉課長	藤田俊幸君
介護保険課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	谷早苗君

◎議会事務局

事 務 局 長  
書 記

瀬 戸 雅 哉 君  
伊 藤 秋 恵 君

(午後 1時30分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は7名です。  
連議員におかれましては、傷病のため欠席しておりますので、報告いたします。  
また、会計管理者におきましても傷病のため欠席しております。  
定足数に達しておりますので、令和4年第1回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会に提出されました案件は、議案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、曾根敏明君及び3番、辻康君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和3年12月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程いただきました議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年1月19日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費における追加給付分に係る増額及び住民税非課税世帯等に係る予算新規計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきしたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月28日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第12号）の1ページ目をおめくりいただきしたいと思います。令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,142万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月28日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきしたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に3,386万2,000円を追加し、3億6,253万6,000円に、これは2項の国庫補助金の増でございます。

歳入合計も既定額に3,386万2,000円を追加し、28億9,142万1,000円となります。

次に、3ページ目を御覧ください。歳出です。3款民生費、既定額に3,386万2,000円を追加し、4億2,022万8,000円に、これは2項児童福祉費の増でございます。

歳出の合計といたしましては、歳入と同額の既定額に3,386万2,000円を追加し、28億9,142万1,000円となります。

次に、6ページ目になります。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額に3,386万2,000円を追加し、5,769万2,000円に、内訳は国が18歳以下児童に支給を決定した子育て世帯臨時特別給付金給付事業の追加給付に係る補助金の増額と非課税世帯等に支給する同事業の給付に係る補助金の増額でございます。

次に、7ページに移ります。3、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て世帯

臨時特別給付金給付事業費、既定額に3,386万2,000円を追加し、4,257万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、歳入で説明を申し上げました18歳以下児童に支給を決定した子育て世帯臨時特別給付金の追加支給分とその支給に係る郵便料等の事務費の増額及び非課税世帯等を対象とした給付金の新規計上とその事務費の新規計上でございます。18歳以下の児童世帯分につきましては、昨年末に住民の方々へ給付案内等送付し、本日現在95世帯、対象児童は162名分になりますが、810万円の追加支給事務を完了しております。なお、現在も申請は継続しております、3月末まで申請を受付いたします。非課税世帯等分につきましては、ようやく国のほうから支給要件等が示されたことから、直ちに要綱を策定し、準備を進め、1月17日に非課税世帯へ向けた申請案内を個別に発送しております、併せてホームページにて住民周知を行い、1月31日にはさらなる制度周知のために区会回覧を行う予定としております。こちらの事業の申請期限は、要件によって異なりますが、最長で家計急変者の申請につきましては9月末まで受け付けることとなっております。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては昨年の12月定例会補正後に議会とご協議をさせていただき、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の早急な対応が必要な案件ということから、専決処分とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第2号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 提案理由の説明を行う前に、既に新年が明けまして相当日にちがたっていますけれども、初めてお会いする方もいますので、改めて令和4年が皆様にとって幸多い年であることを心からお祈りをいたしまして、本年もひとつよろしく願いいたします。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第13号）の提案理由の説明に入らせていただきます。1ページ目をお開きください。議案第2号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億142万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月19日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、17款寄附金、既定額に1億1,000万円を追加し、4億30万2,000円に、1項の寄附金の増額でございます。

歳入合計、既定額に1億1,000万を追加し、30億142万1,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出でございます。2款総務費、既定額に4,599万4,000円を追加し、8億1,963万7,000円に、1項の総務管理費で増額でございます。

11款予備費、既定額に6,400万6,000円を追加し、7,848万6,000円にしようとするものでございます。1項の予備費で増額でございます。

歳出合計、既定額に1億1,000万円を追加し、30億142万1,000円にしようとするものでございます。

今回の補正につきましては、ふるさと納税額が見込みより増えたということに伴う補正でございます。

詳細については、副村長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和3年度一般会計補正予算（第13号）の歳入歳出

についての説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほど村長からお話があったとおりふるさと納税の額が大きくなったことによるものでございます。昨年の10月末時点では、前年比の91%の納入でございましたが、11月、12月に前年を大きく上回る2億3,500万の寄附があり、12月末時点で3億8,400万と前年比128%となりました。このため、返礼品代等に不足を生じることとなったため、今回補正計上させていただきました。寄附額が増えた要因につきましては不明ですが、リピーターを確保するための取組が寄附をしていただける方々に届き、町村を選んでいただいたことが要因の一つではないかというふうに考えております。今後も村の貴重な財源の一つとして一定額を確保できるよう努力をまいります。

それでは、一般会計補正予算書の6ページ目をお開きください。2、歳入、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に1億1,000万円を追加し、4億30万1,000円にしようとするものでございます。これは、ふるさと納税による寄附金の増によるものでございます。

続いて、7ページに移ります。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に4,599万4,000円を追加し、4億3,883万9,000円に、これはふるさと納税返礼品及び手数料等の増によるものでございます。

続いて、8ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に6,400万6,000円を追加し、7,848万6,000円に、これは歳入歳出予算のバランスを取るためのものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入歳出の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和4年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 1時47分閉会)